

市税における猶予制度の見直しについて

平成 27 年 9 月 24 日

財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い，徴収の猶予，換価の猶予等に係る徴収金の分割納付及び分割納入の方法等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 徴収金の分割納付又は分割納入の方法

ア 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割納付又は分割納入をさせる場合においては，当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとし，その旨及び当該分割納付の各納付期限等を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならないものとする。

イ 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し，又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めた場合においては，アにより定めた分割納付の各納付期限ごとの納付金額等を変更することができるものとし，その旨及びその変更後の各納付期限等を当該変更を受けた者に通知しなければならないものとする。

ウ 職権による換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長又は申請による換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割納付又は分割納入をさせる場合においては，ア及びイを準用するものとする。

(2) 徴収金の分割納付又は分割納入の手續に係る必要な書類等

ア 徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長

(7) 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る申請書に記載する事項及び添付する書類を定める。

(4) 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る申請書又は添付する書類の不備の訂正を求める通知を受けた場合における訂正期限を，当該通知を受けた日から20日とする。

イ 職権による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長

職権による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長をする場合において，滞納者に対して提出を求めることができる書類を定める。

ウ 申請による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長

(7) 換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る申請期限を、徴収金の納期限から6月とする。

(i) 換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る申請書に記載する事項及び添付する書類を定める。

(ii) 換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る申請書又は添付する書類の不備の訂正を求める通知を受けた場合における訂正期限を、当該通知を受けた日から20日とする。

(3) 担保の徴取の特例

徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする際に担保を徴する必要がない場合を、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

3 施行期日

平成28年4月1日